



学習支援等の必要な若者への 対応・支援に関する基礎資料

1. 基礎データ
2. 関連施策



1. 基礎データ

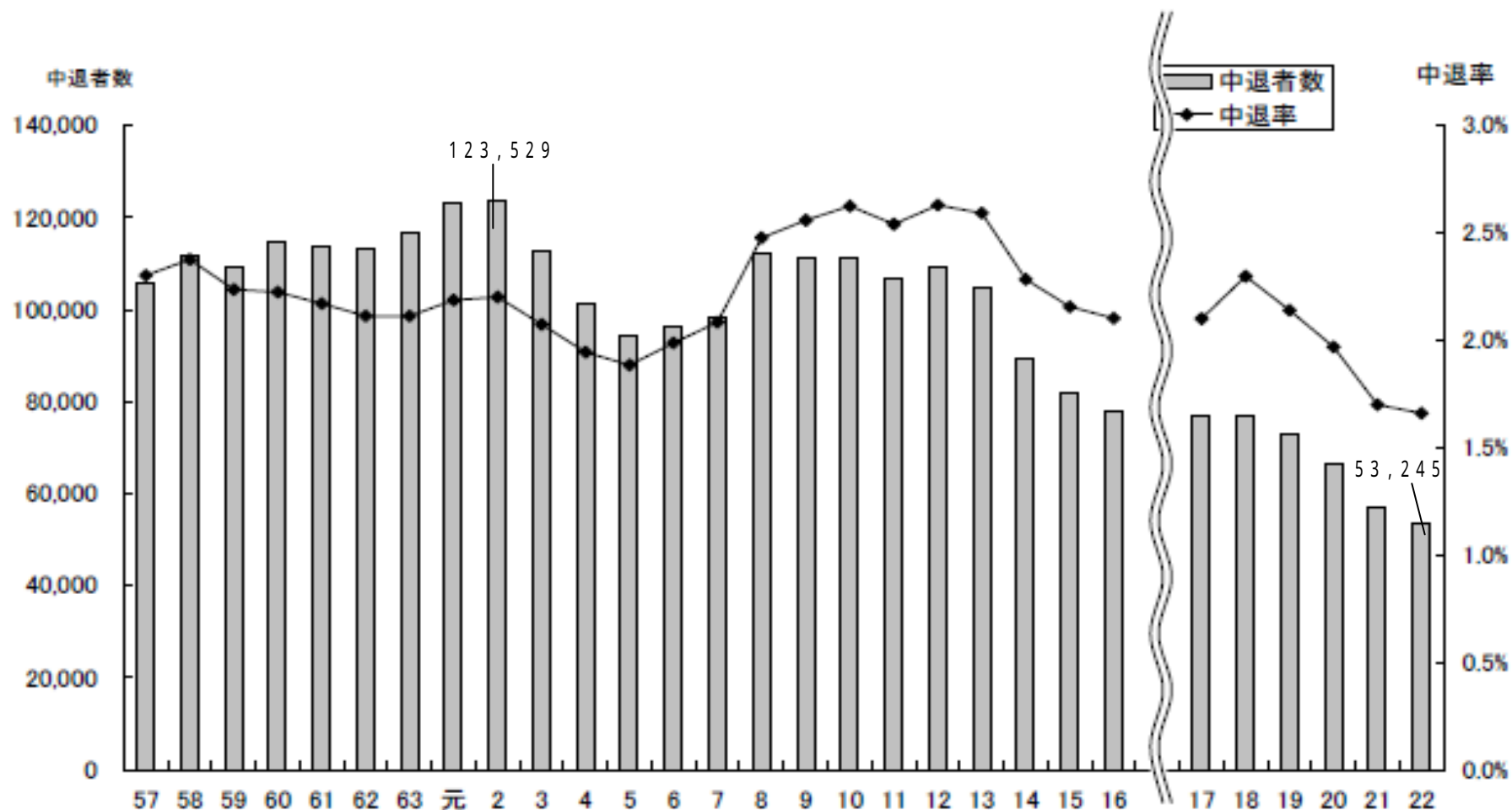
中学校卒業後の進路状況

	中学校 卒業生	高等学校 進学者	高等学校 以外への 進学者 ^()	進学者 の割合	就職者	就職者 の割合	進学も就 職もしてい ない者	進学も就 職もしてい ない者の 割合
平成13年	1,410,403	1,367,159	9,432	97.6%	13,168	0.9%	20,472	1.5%
平成16年	1,298,718	1,265,970	6,632	98.0%	8,653	0.7%	17,292	1.3%
平成19年	1,213,709	1,185,789	5,428	98.2%	7,777	0.6%	14,570	1.2%
平成22年	1,227,736	1,203,618	4,941	98.4%	4,979	0.4%	14,058	1.2%

専修学校(高等課程、一般課程)と公共職業能力開発施設等入学者の合計

資料:文部科学省「学校基本調査」より作成

中途退学者数及び中途退学率の推移



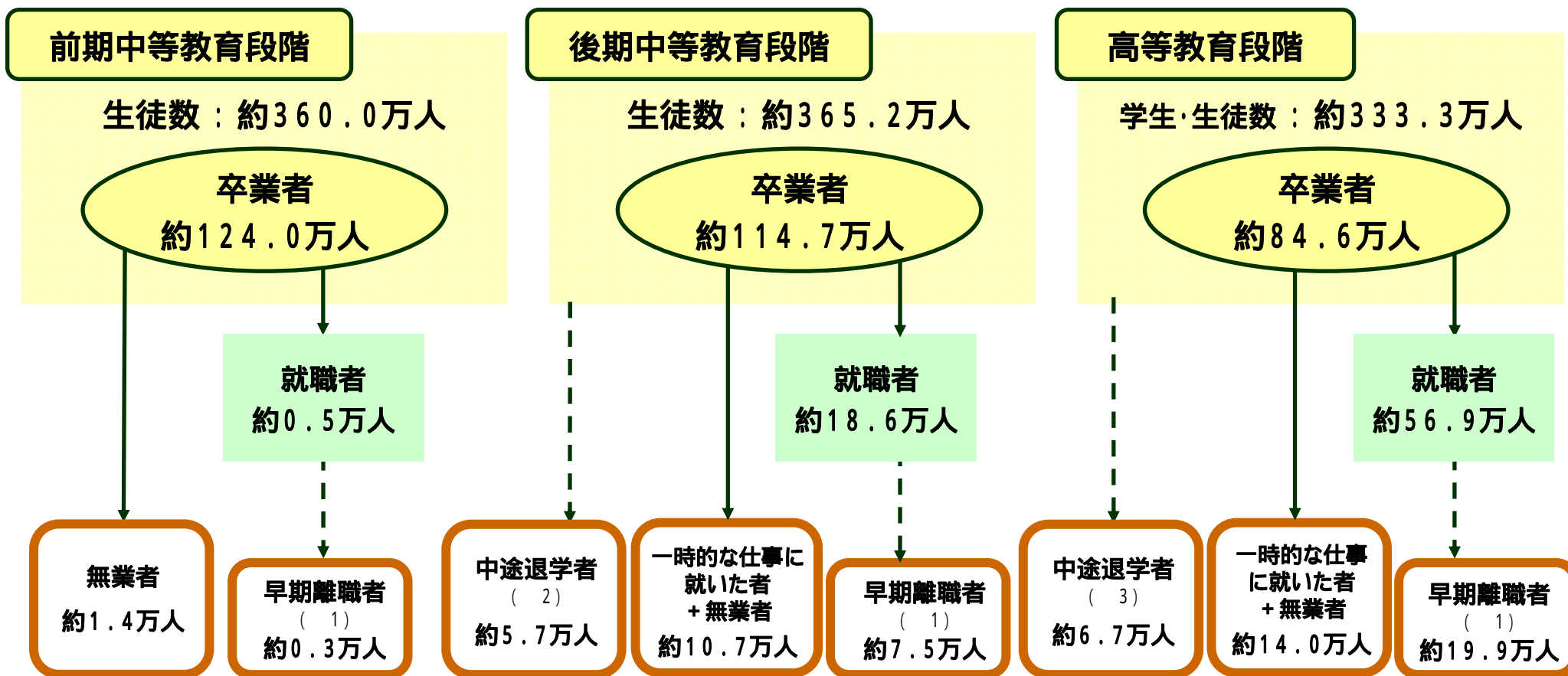
(注1) 調査対象は、平成16年度までは公私立高等学校。平成17年度からは国立高等学校も調査対象。

(注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合

(注3) 平成22年度の数値には、岩手県、宮城県、福島県を含んでいない。

資料：文部科学省 「平成22年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

各学校段階における卒業生・中途退学者の状況（一部推計）



前期中等教育段階 ... 中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部

後期中等教育段階 ... 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程

高等教育段階 ... 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程

上記の人数の中には、当然その後進学や就職をする者も含まれる。

1：厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」における平成19年3月卒業生の3年以内の離職率より推計。

2：高等学校のみ。文部科学省「平成21年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より。

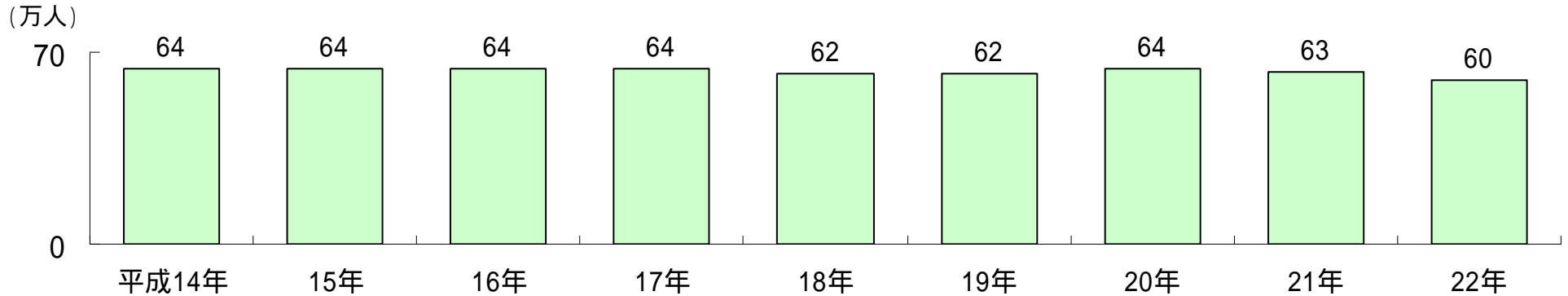
3：大学・短期大学・高等専門学校のみ。文部科学省「各大学等の授業料滞納や中退等の状況(平成19年度末)」より推計。

・上記以外は、文部科学省「平成22年度 学校基本調査」より。なお、「無業者」とは、同調査における「左記以外の者」のこと。

(ただし、専修学校の進路状況は、文部科学省調査より推計。)

若年無業者・フリーターの数の推移

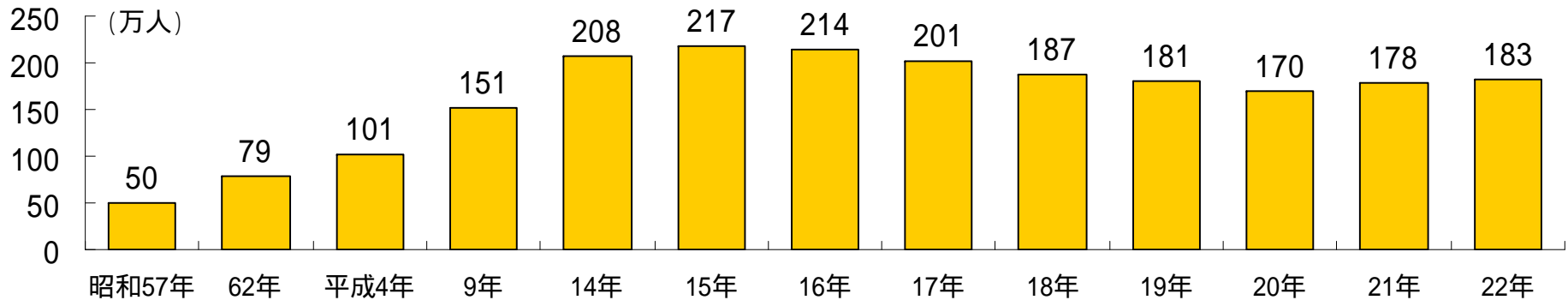
若年無業者の数の推移



(注)「若年無業者」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

資料:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

フリーターの数の推移

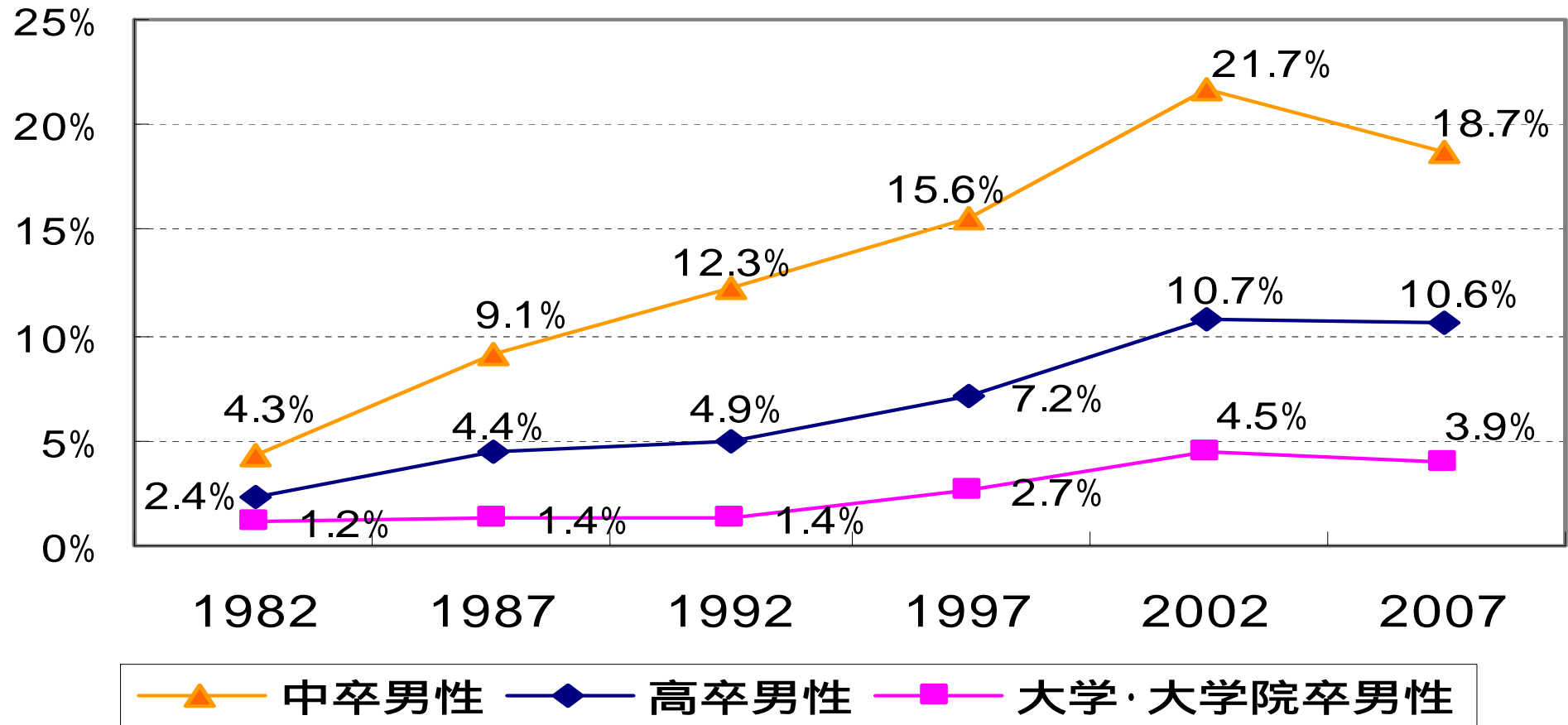


(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。(平成14年より前は若干内容が異なり、単純な比較はできない)

資料:総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、「労働力調査(詳細結果)」(平成14年～)

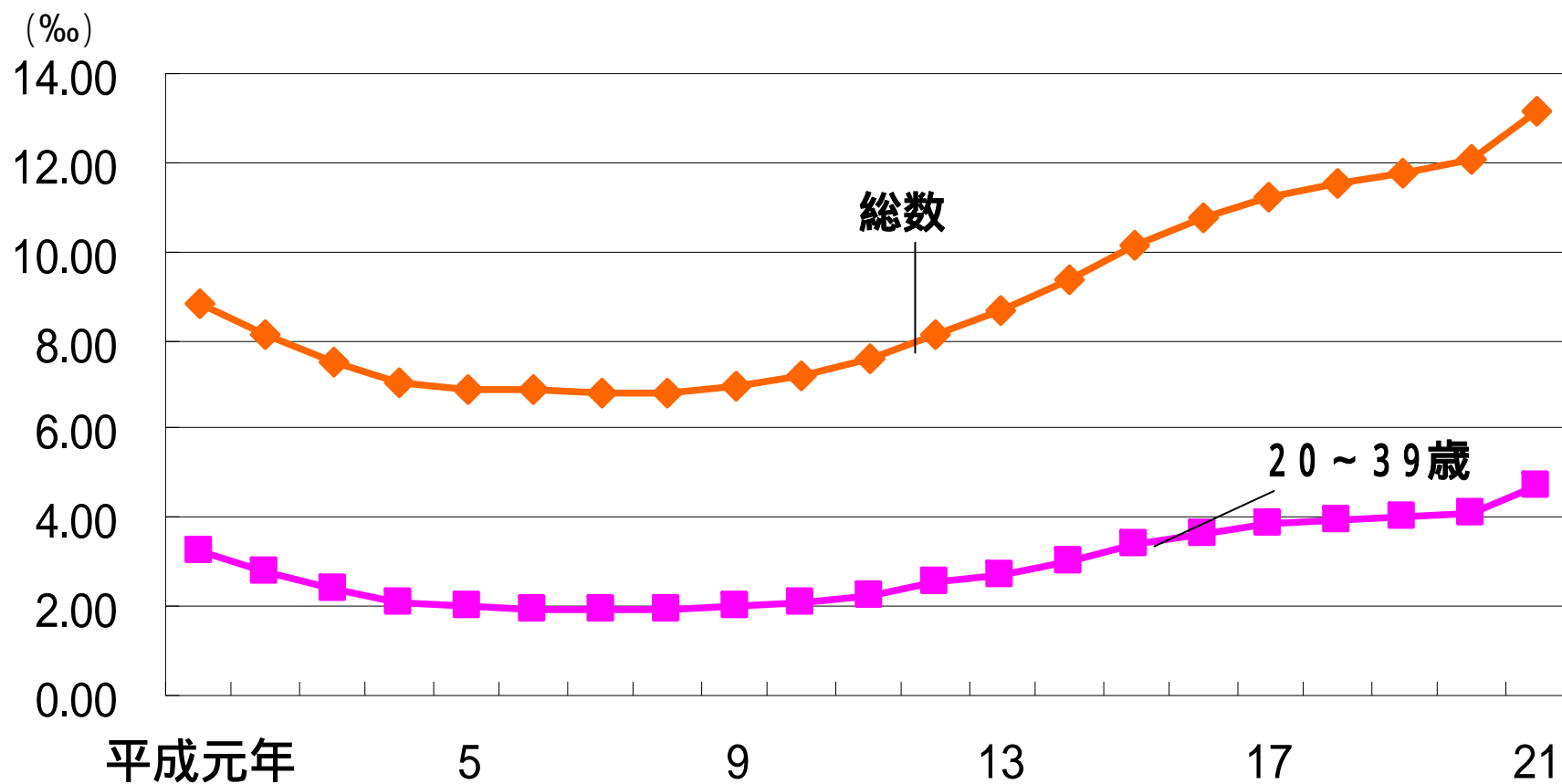
学歴別フリーター比率



資料: 労働政策研究・研修機構 資料シリーズNo.61

『若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状 - 平成19年版「就業基本調査」特別集計より - 』
(2009)

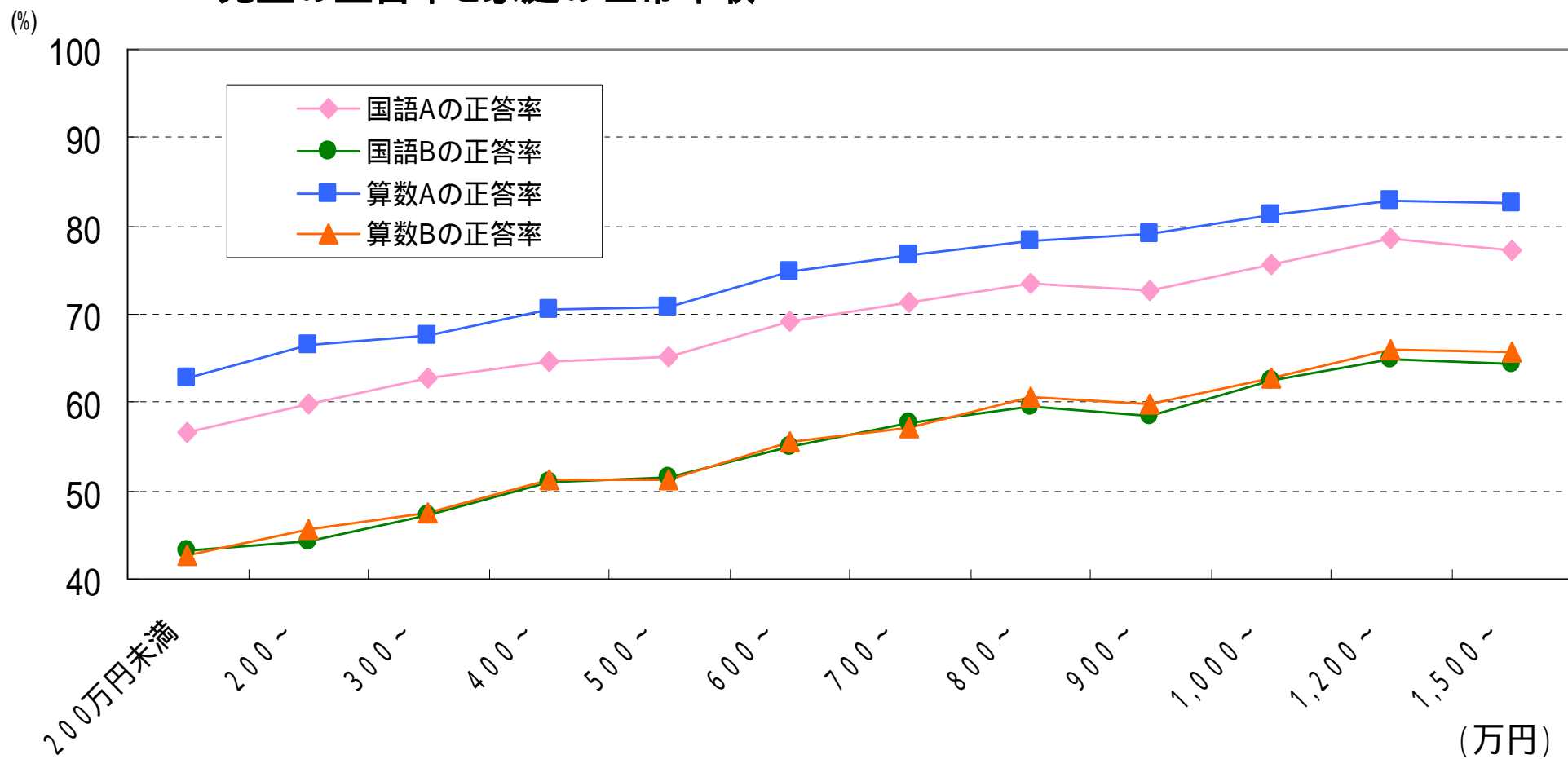
20～39歳の生活保護率の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所とりまとめ資料「年齢階級別被保護人員と保護率の年次推移」より作成

家庭の収入による学力格差

児童の正答率と家庭の世帯年収



文部科学省 平成20年度実施 全国学力・学習状況調査結果

資料: 文部科学省 「お茶の水女子大学委託研究(平成21年度)」より作成

高校中退者の状況

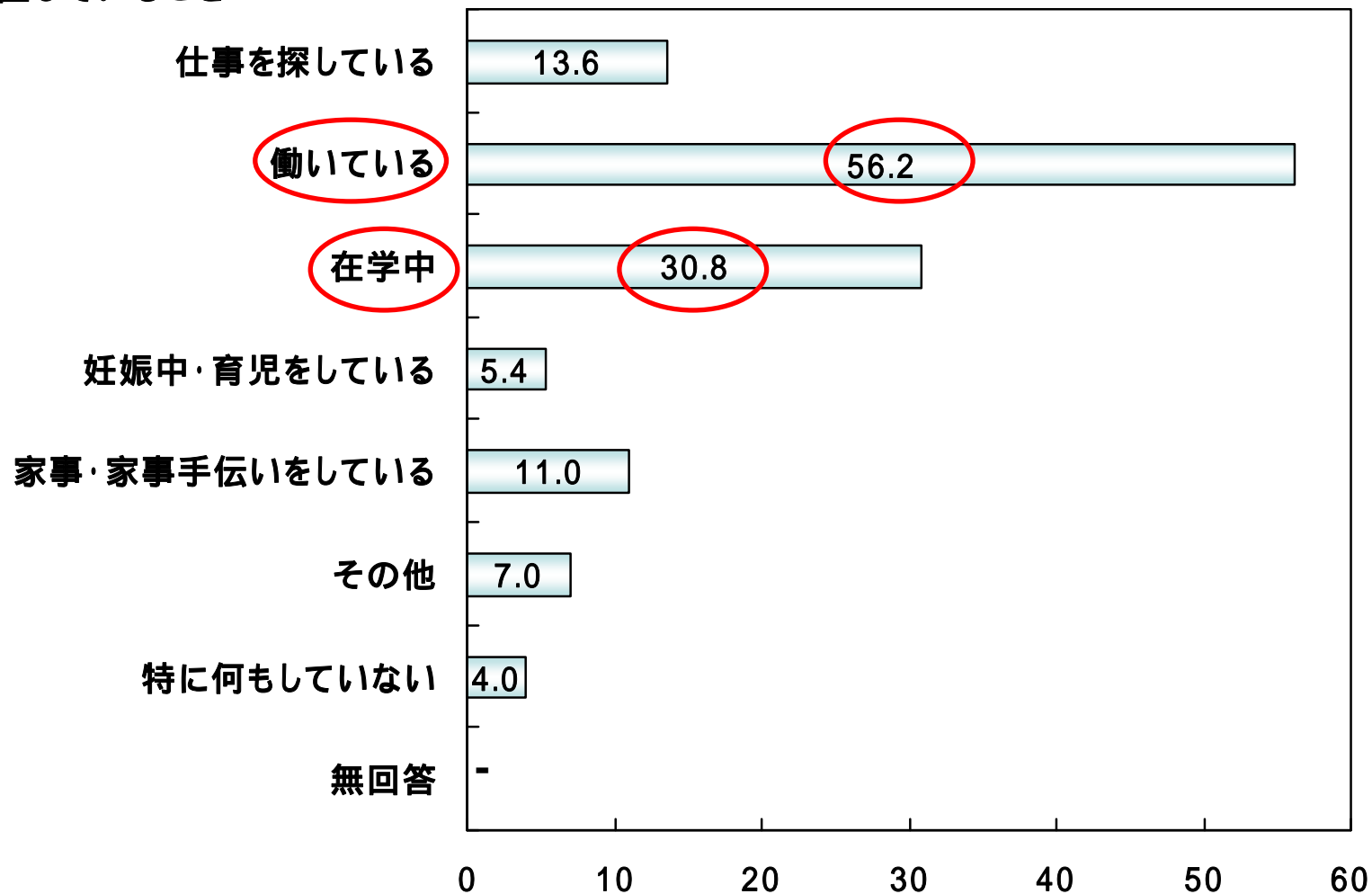
～若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)より～

< 調査概要 >

平成22年7月～9月 内閣府にて実施

高校中退後概ね2年以内の者、1,176名が回答

< 現在していること >



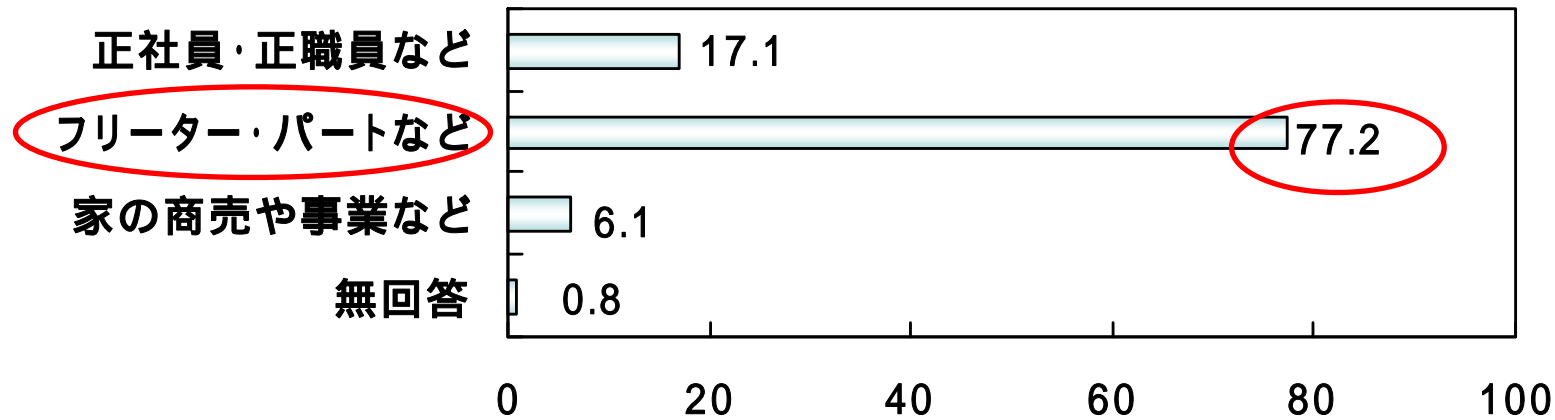
N = 1,176人
M.T. = 128.0%

高校中退者の状況

～若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)より～

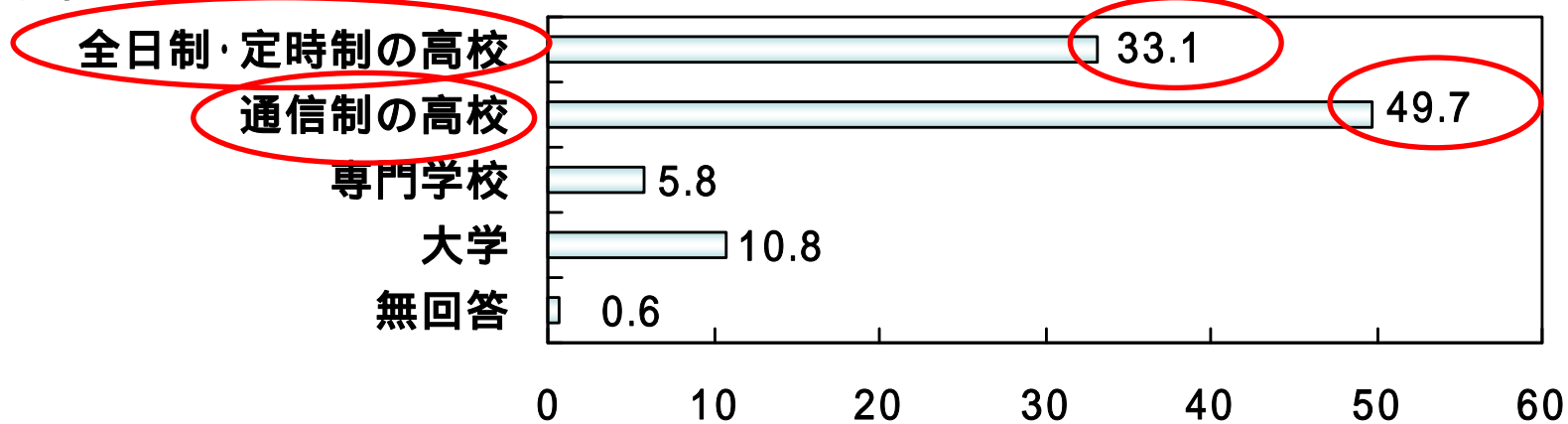
<現在していること> : 「働いている」と「在学中」の内訳

・「働いている」の内訳



n = 661人
M.T. = 101.1% c

・「在学中」の内訳



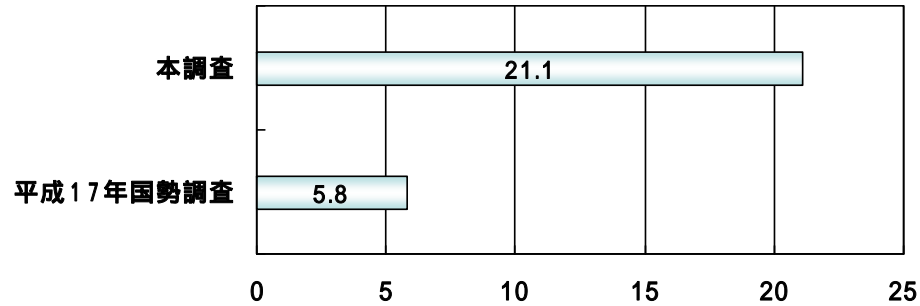
n = 362人
M.T. = 100.0%

高校中退者の状況

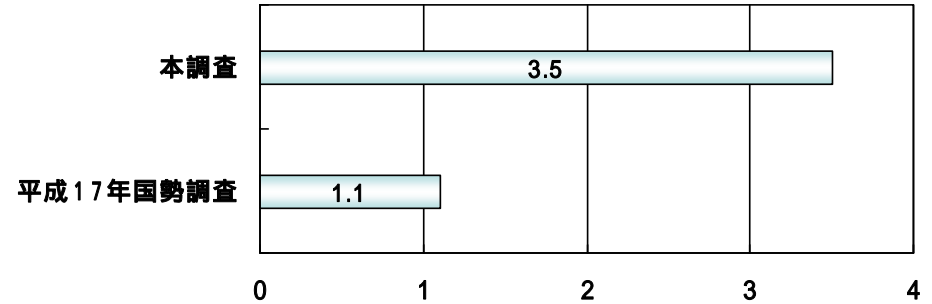
～若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)より～

< 中途退学者にしめるひとり親世帯の割合 >

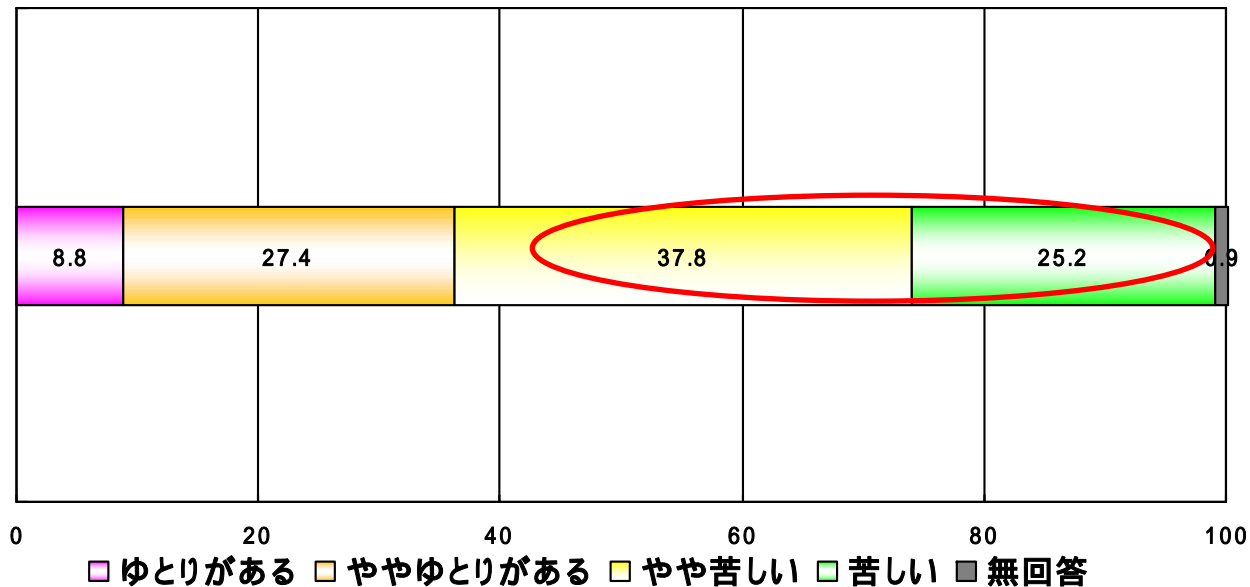
・母子世帯(n = 420)



・父子世帯(n = 40)



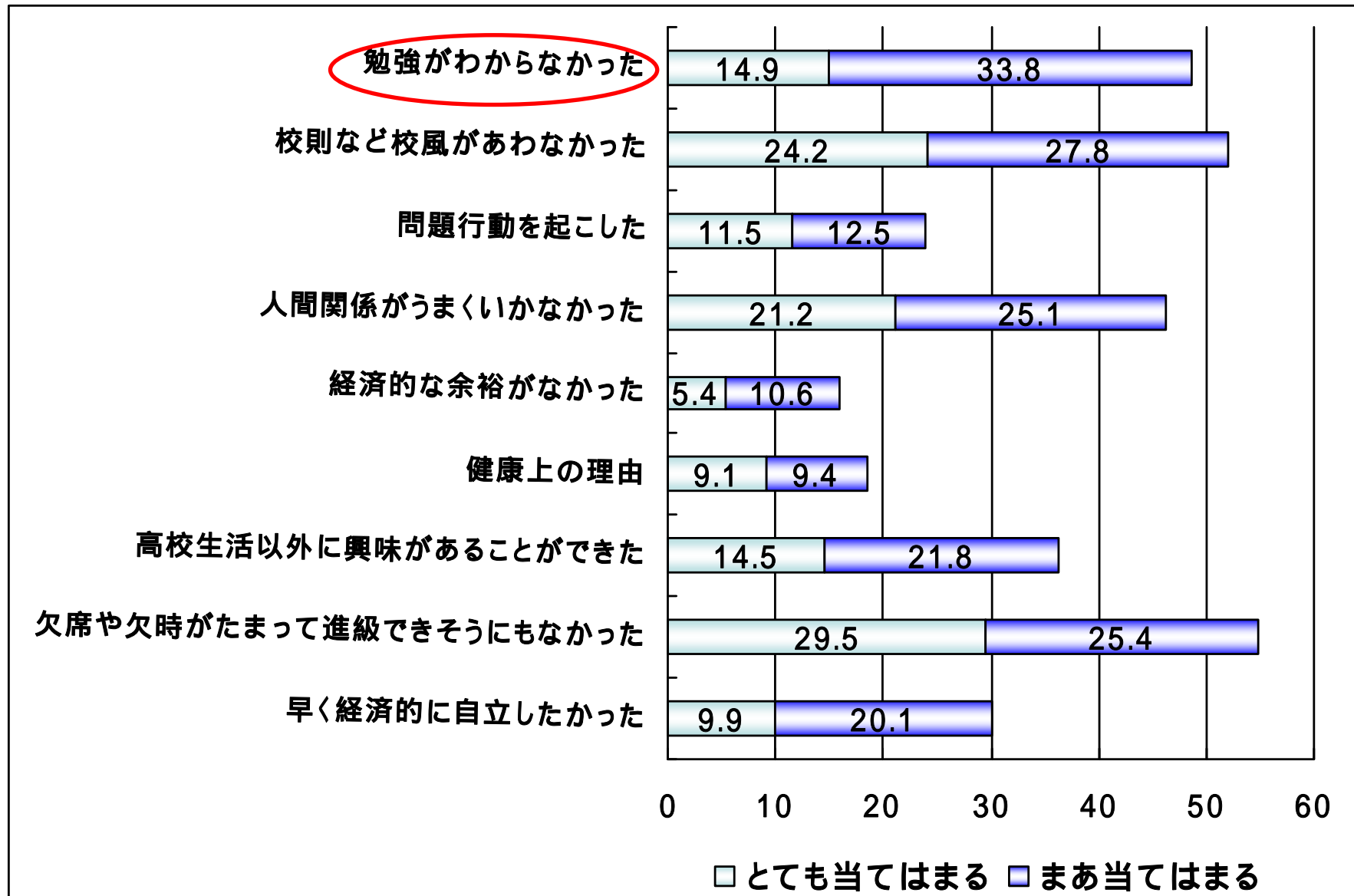
< 経済的ゆとりに関する認識 >



高校中退者の状況

～若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)より～

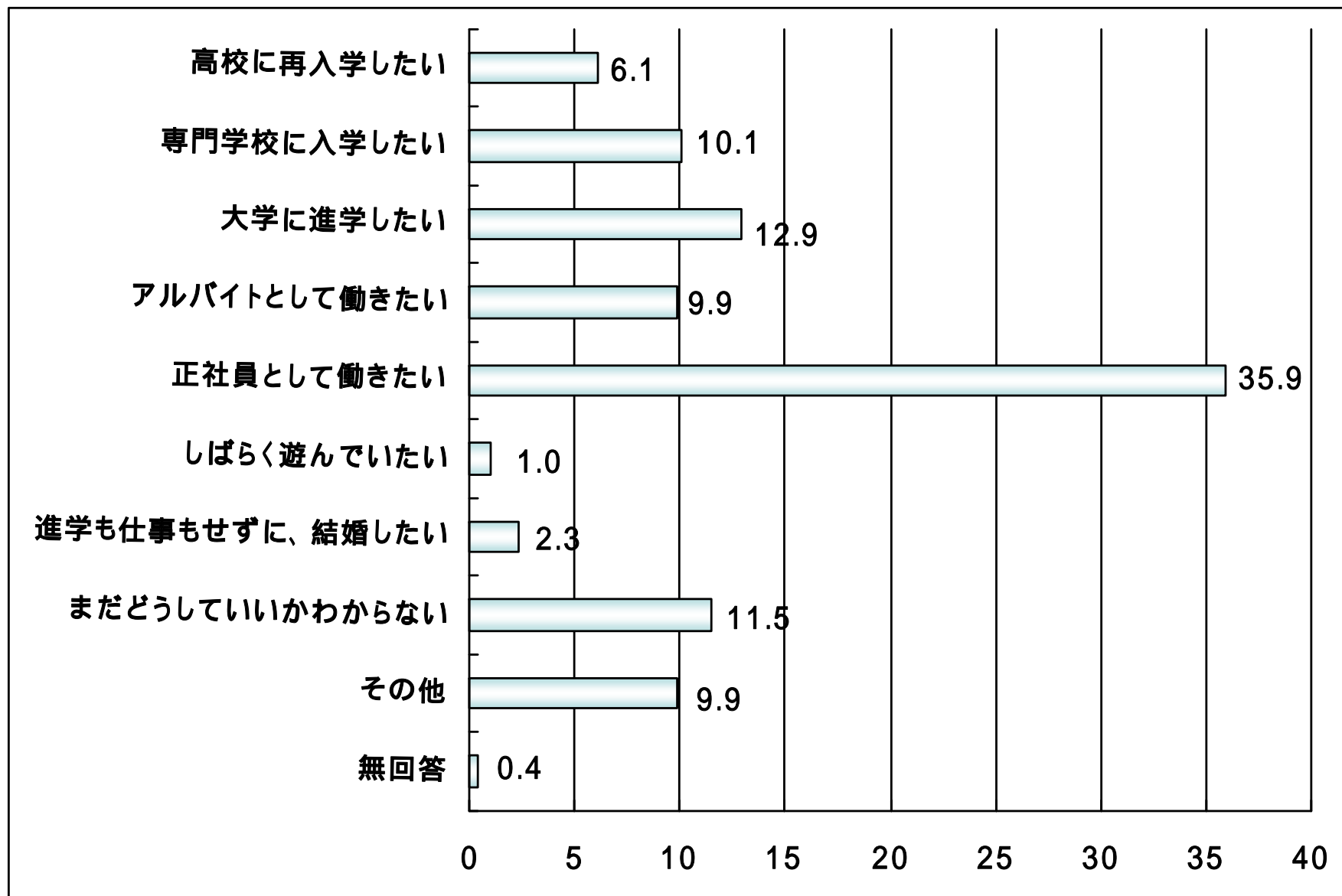
< 高校を辞めた理由 >



高校中退者の状況

～若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)より～

< 3年後の自分の姿を想像した今後の進路希望 >



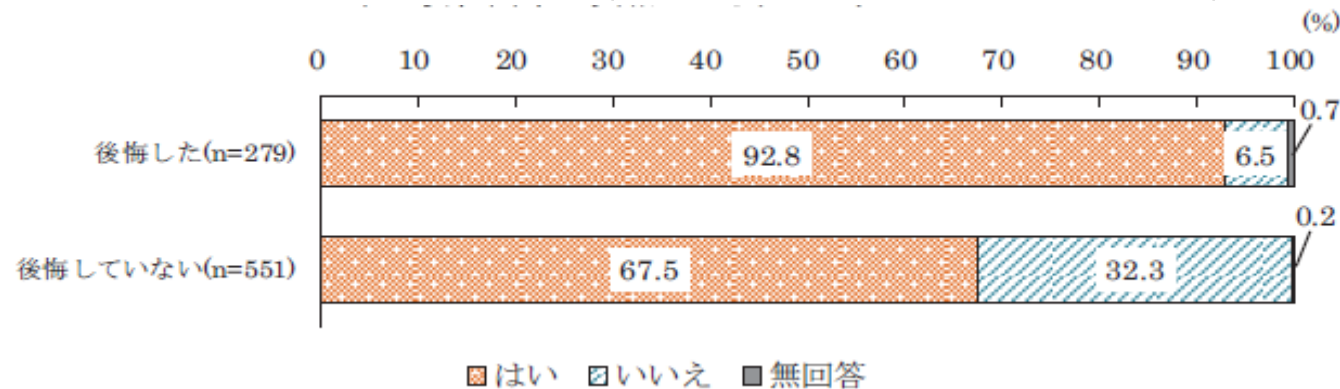
高校中退者の状況

～若者の意識に関する調査(高等学校中途退学者の意識に関する調査)より～

< 必要な支援 >



(参考)「中退後、高卒資格は必要だと考えたか」(中退を後悔している / していない人別)





2. 関連施策

平成23年度 (独)国立青少年教育振興機構における事業計画一覧

事業名	継続年数	事業の目的	事業内容	期間	対象	募集人数(人)
ゆーすぴあ“職”セミナー	6	ひきこもりやニートなど特定の状況にある青年に対して、働くことを通して勤労観・職業観を育成し、豊かな人間関係を構築する能力を養うことで自立への意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーショントレーニング ・グループ活動(野外炊飯) ・チャレンジワーク(職業体験) ・ふりかえり&わかちあい 	9.11(日)～ 9.17(土) (6泊7日)	高校生以上の悩みを抱える若者	15
30日間セルフチャレンジキャンプ	6	ニート・引きこもり・不登校青年の自立を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活 ・社会奉仕体験活動 ・富士山登山 など 	9.1(木)～ 9.30(金) (29泊30日)	ニート・引きこもり・不登校の高校生、青年	10
おおずふれあいスクール	15	不登校児童・生徒及びひきこもりがちな青年の居場所をつくとともに、自然体験、生活体験、社会体験(ボランティア活動、職場体験活動等)を通して自立を促し、社会への適応能力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・自主活動 ・自然体験活動 ・社会体験活動 ・文化・スポーツ体験活動 	通年	不登校生徒(小・中・高等学校)及びひきこもりがちな青年(16歳～22歳)	15

平成23年度 (独)国立青少年教育振興機構における事業計画一覧

事業名	継続年数	事業の目的	事業内容	期間	対象	募集人数(人)
いきいき自然体験キャンプ	18	心因性の不登校児童生徒を対象に、渡嘉敷島の豊かな自然の中で様々な体験活動を通して、児童生徒一人ひとりが自分の世界を広げ、自己を見つめるきっかけとする。さらに、社会生活への適応を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・集団宿泊(テント宿泊、本館宿泊) ・自然体験活動(テント設営、野外炊飯、海洋研修、クラフト活動) ・交流レクリエーション 	9.27(火)～ 9.30(金) (3泊4日)	適応指導教室に通所している児童・生徒	児童生徒 30
海からのメッセージ	6	水深200mの深海をもつ錦江湾を舞台に、その素晴らしさや厳しさを体験することにより「生きる力」を育むとともに、長期冒険型活動をとおして心に悩みをもつ青少年の自立を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・錦江湾でのゴムボート活動 ・海の魅力と安全管理の学習 ・環境学習 ・野外炊飯 	事前研修: 7.16(土) (1日) 8.2(火)～ 8.8(月) (6泊7日)	心に悩みをもつ小学校5年生～中・高校生及び小学校5年生～中・高校生	30
山から君へのメッセージ	6	冬の高隈連山縦走をとおして自然の厳しさや偉大さを体感するとともに、最後までやり遂げる忍耐力や協力心を培い、青少年の自立を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・野外活動安全学習 ・登山学習・練習 ・高隈山縦走 	12.25(日)～ 12.28(水) (3泊4日)	心に悩みをもつ小学校5年生～中・高校生及び小学校5年生～中・高校生	20

(独)国立青少年教育振興機構 企画事業例

30日セルフチャレンジキャンプ (国立中央青少年交流の家)

不登校、引きこもり、ニートなど特定の状況にある青年に対する自立支援
30日間(29泊)ボランティアメイト(大学生等)と共同生活しながら、3食自炊(原則)し、
「早寝早起き朝ごはん」など規則正しい生活
0合目からの富士登山を通して達成感を味い、ボランティア活動・勤労体験(酪農)を通して、
地域の人々とふれあうことでコミュニケーション力を育む

【参加者の状況】

- 【H19】9月3日～10月2日(29泊30日)
6名参加 進学・復学 3名、働き始めた者 2名
自立支援機関(NPO)に通った者 1名
- 【H20】9月1日～30日(29泊30日)
9名参加 進学・復学 3名、働き始めた者 1名
自立支援機関(NPO)に通った者 3名
就職活動をはじめた者 2名
- 【H21】9月1日～30日(29泊30日)
10名参加 進学・復学 3名、働き始めた者 2名
自立支援機関(NPO)に通った者 3名
就職活動をはじめた者 2名

【運営サポート】

アドバイザー(臨床心理士)、ボランティアメイト(大学生等)

【事業成果の普及(H21)】

事業報告会、DVD作成配布、
NHKテレビで放映(BSハイビジョン、教育、NHK総合)



地元牧場での酪農体験



0合目からの富士登山



ログハウスでの共同生活

この事業に参加し、確かな自信を掴んだ参加者の一人は、その後高校進学を決意し、見事に入学した。
さらには皇太子殿下にも御臨席いただいた中央青少年交流の家開所50周年記念式典において、青年代表として祝辞を述べるという大役を果たしてくれた。

生活困難を抱える若年女性への支援(横浜市の事例)

委託実施団体 財団法人横浜市男女共同参画推進協議会

生活困難を抱える若年(シングル)女性の自立支援プログラム開発事業

女性のライフプランニング支援総合推進事業委託事業 (地域における試験的实施:全国6か所)

【事業の目的】

女性のライフプランニング支援事業を実施する男女共同参画センターにおいて活用できる、生活困難を抱える若年(シングル)女性の自立を支援するモデル・プログラムを開発し、支援のあり方について検討する。

【対象】

地域若者サポートステーションも利用できず、学校や職場、家庭、地域に所属のない女性

【ガールズ講座の実施】

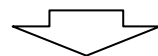
【パソコン講座】

エクセル・ワードの基礎的スキルの講習。受講者は、架空の旅行会社の擬似社員となり、旅行チラシの作成、ビジネスメールの発信、顧客データベースの作成等を行う。

【しごと準備講座】

生活困難を抱える若い女性等を支援するため、緊張をほぐして心身の調子を整えながら、必要な情報を得、自分にあった仕事や働き方を考える講座の受講。

【就労研修講座の実施】



ガールズ講座修了生のうち就労体験希望者を対象として研修を実施、研修を終了した者を一定期間スタッフとして雇用する「就労体験カフェ(めぐカフェ)」を男女共同参画センター横浜南で運営。

第1回(平成22年5/28~6/28) 参加者22人 第2回(平成22年10/26~11/15) 参加者20人

【事業の成果】

講座全体の「役立ち度」についてのアンケート結果は「大変役立った」が72.4%、「役立った」が25.8%と高い評価。追跡調査によると、回答者の66%がアルバイトやパート等に就労していた。

【今後の事業】

ホームページ等により事業の成果を広く普及するとともに、引き続き事業を行っている。

中途退学への対応について(抄)(生徒指導提要より)

生徒指導提要とは

小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、「生徒指導提要の作成に関する協力者会議」(平成21年6月設置)での議論等を経て、平成22年3月に生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書としてとりまとめた。

< 中途退学防止に向けての積極的な指導とは >

不登校から中途退学になるケースが多いため、高等学校においても中途退学を未然に防ぐ十分な不登校対策を行う必要があります。また、中途退学者の多くが、小、中学生の時に不登校経験があり、中途退学は高等学校だけの問題にとどまらず、義務教育課程を含め、児童生徒の学力及び社会性を充分にはぐくむ教育指導が大切になってきています。

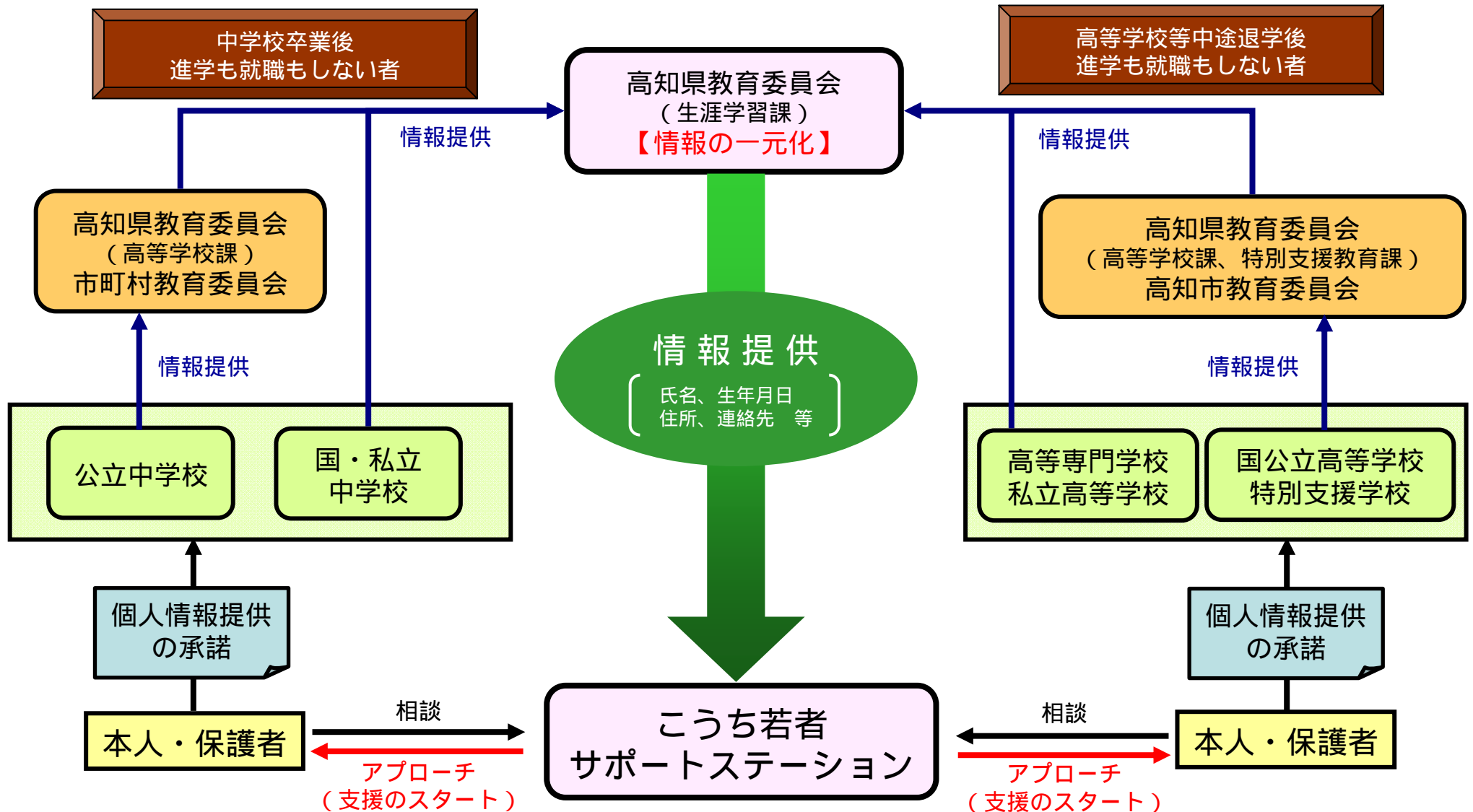
そこで、学校教育では、一人一人の気持ちを大切にする個の教育と学級、学年、学校といった各集団におけるグループ教育の二つの側面が十分に相互補完し合う指導を行う必要があります。学力を向上させる学習指導とキャリア教育を含めた社会性をはぐくむ指導の両輪が機能し、組織的かつ体系的に結びつくことによって、将来、児童生徒が自立して生きる力となります。特に、社会的なリテラシー(社会を読み解く力)は、生徒指導において規範意識やコミュニケーション、ソーシャルの両スキルを育てる極めて重要な役割があると考えられます。小学校、中学校、高等学校では不登校や中途退学者の防止に、これらの積極的な取組が極めて重要になっていきます。

< 中途退学者の進路指導の在り方 >

学校が取り組んでも中途退学を望む生徒には、親身になって進路相談を行う必要があります。本人が他校への進学を希望する場合は他校連携のもと、生徒及び保護者と相談し、他校への紹介を行う必要があります。また、就職を希望する場合、中途退学者の正規就労が難しい可能性も高いことを説明し、ハローワークやサポート・ステーション等の紹介を行う必要があります。生徒は居場所を失うことによって、引きこもりやニートになる場合も多く、他機関との連携による切れ目のない援助が必要です。また、経済的な理由で就学を断念する生徒には、様々な学資支援や育英制度を説明し、就学継続希望が叶うよう援助を行う必要があります。

学校・教育委員会と地域若者サポートステーションが連携している例 ～ 高知県「若者はばたけネット」～

中学校卒業時、高等学校等中途退学時に、進学も就職もしない者に対し、学校教育からの切れ目のない支援を行うために、対象者の情報を一元化するための関係機関の情報ネットワーク組織(「若者はばたけネット」)を、高知県教育委員会が中心となって構築。



(出典) 高知県教育委員会ホームページ (<http://www.pref.kochi.lg.jp/~syakai/shohgai/jigyuu/2-1-1.html>) 等より作成

地域若者サポートステーション

(平成23年度 110箇所)

地域若者サポートステーション事業

厚生労働省と地方自治体が協働し、働くことに悩みを抱えるニート等の若者の職業的自立を目指し包括的に支援する事業。

若者支援の実績やノウハウを持つ地域NPO法人などに事業を委託し、「地域若者サポートステーション」(愛称:サポステ)を設置。キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談や、自立に向けた支援プログラムの実施、ハローワークなど相談者に適切な支援機関への橋渡し、協力企業による就労体験など、就労に向けた多様な支援策を提供している。事業期間は1年。

主な取組内容

< 高校中退者等アウトリーチ事業 >

ニートになることを未然に防ぐため、サポステに配置したキャリア・コンサルタントが学校と連携し、高校中退者を重点的に自宅など訪問支援(アウトリーチ)するもの。

【平成23年度 60カ所】

< 継続支援事業 >

学習支援

高校中退者などを対象に、高校の「学び直し」への支援や進路相談など、総合的・継続的な自立支援を実施するもの。

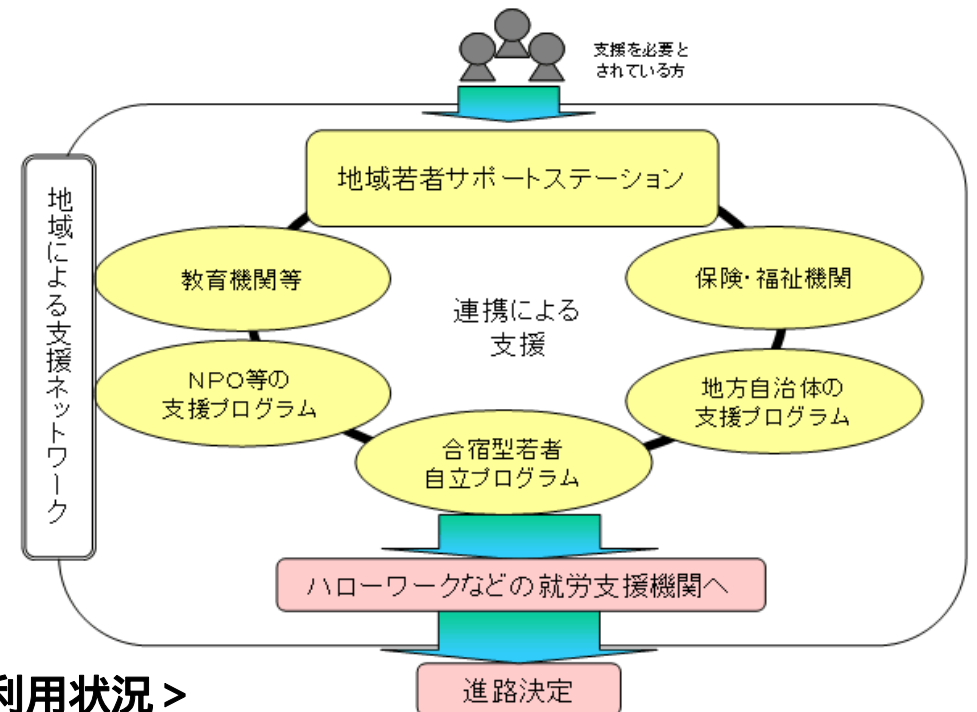
訓練並行生活支援

公的職業訓練の受講者のうち、生活習慣が不規則であったり、対人関係が苦手といった課題を抱える方向けに、基本的な生活習慣や人との関わり方などを改善し、訓練の成果が定着するよう、支援するもの。

【平成23年度 15カ所】

地域若者サポートステーションによる支援の流れ

地域若者サポートステーションとネットワークによる支援の流れ



< 利用状況 >

男性	女性
68.0%	31.4%

男女共同参画会議
監視・影響調査専門調査会

「平成21年 新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書」より

学卒者訓練の概要

国は、**職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識**を習得させるための長期課程の訓練を実施(高卒者等2年間)しています。

都道府県は、**職業に必要な基礎的な技術・知識**を習得させるための長期課程の訓練を実施(高卒者等1年～2年間、中卒者等2年間)しています。

	普通課程 (中学・高等学校卒業者等を対象にした1～2年間の訓練)	専門課程 (高等学校卒業者等を対象にした2年間の訓練)	応用課程 (専門課程修了者等を対象にした2年間の訓練)
実施施設	職業能力開発校	職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 等	職業能力開発大学校 等
目的	地域の実情に応じ、 地域産業に必要な多様な技能・知識を労働者に養成	高度なものづくり人材を育成するため、技術革新に対応できる 高度な知識・技能を兼ね備えた実践技能者を養成	高度な技能・技術や企画・開発能力等を習得し、 生産技術・生産管理部門のリーダー となる人材を育成
訓練時間	中卒者等(2,800時間(1年につき概ね1,400時間)以上)、高卒者等(1,400時間以上)	2,800時間(1年につき概ね1,400時間)以上	2,800時間(1年につき概ね1,400時間)以上
訓練科	OA事務科、機械加工科、自動車整備科、木造建築科 等	生産技術科、電子情報技術科、制御技術科 等	生産機械システム技術科、建築施工システム技術科 等
受講料	各都道府県で定める額。	390,000円(1年間:高齢・障害・求職者雇用支援機構実施分) *別途、入学金169,200円が必要	390,000円(1年間:高齢・障害・求職者雇用支援機構実施分) *別途、入学金112,800円が必要

若者・女性・高齢者・障害者の就労促進による「全員参加型社会」の実現

厚生労働省 平成24年度概算要求より

1,052億円(1,000億円)

(1) 若者の安定雇用の確保(「若者雇用戦略」の推進)

382億円(344億円)

「大学生現役就職促進プロジェクト(仮称)」の推進等(新規)【一部復旧・復興】【一部重点化】

「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化(一部新規)

ニート等の若者の職業的自立支援の強化

キャリア教育の推進

(2) 女性の就業拡大(就業率のM字カーブの解消)

123億円(125億円)

男女雇用機会均等対策の推進

女性の就業希望の実現

育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備(「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実)

(3) 高齢者の就労促進(「生涯現役社会」の実現)

316億円(303億円)

希望者全員の65歳までの雇用確保(一部新規)

「70歳まで働ける企業」の積極的普及

高齢者が地域で働ける場所や社会を支える活動ができる場の拡大

(4) 障害者の就労促進(障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現)

(略)

230億円(228億円)

子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者支援地域協議会（法第19条）子ども・若者育成支援推進法

地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとする。

◆ 設置主体

普通地方公共団体である都道府県及び市町村のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）も含まれる。

◆ 協議会の名称

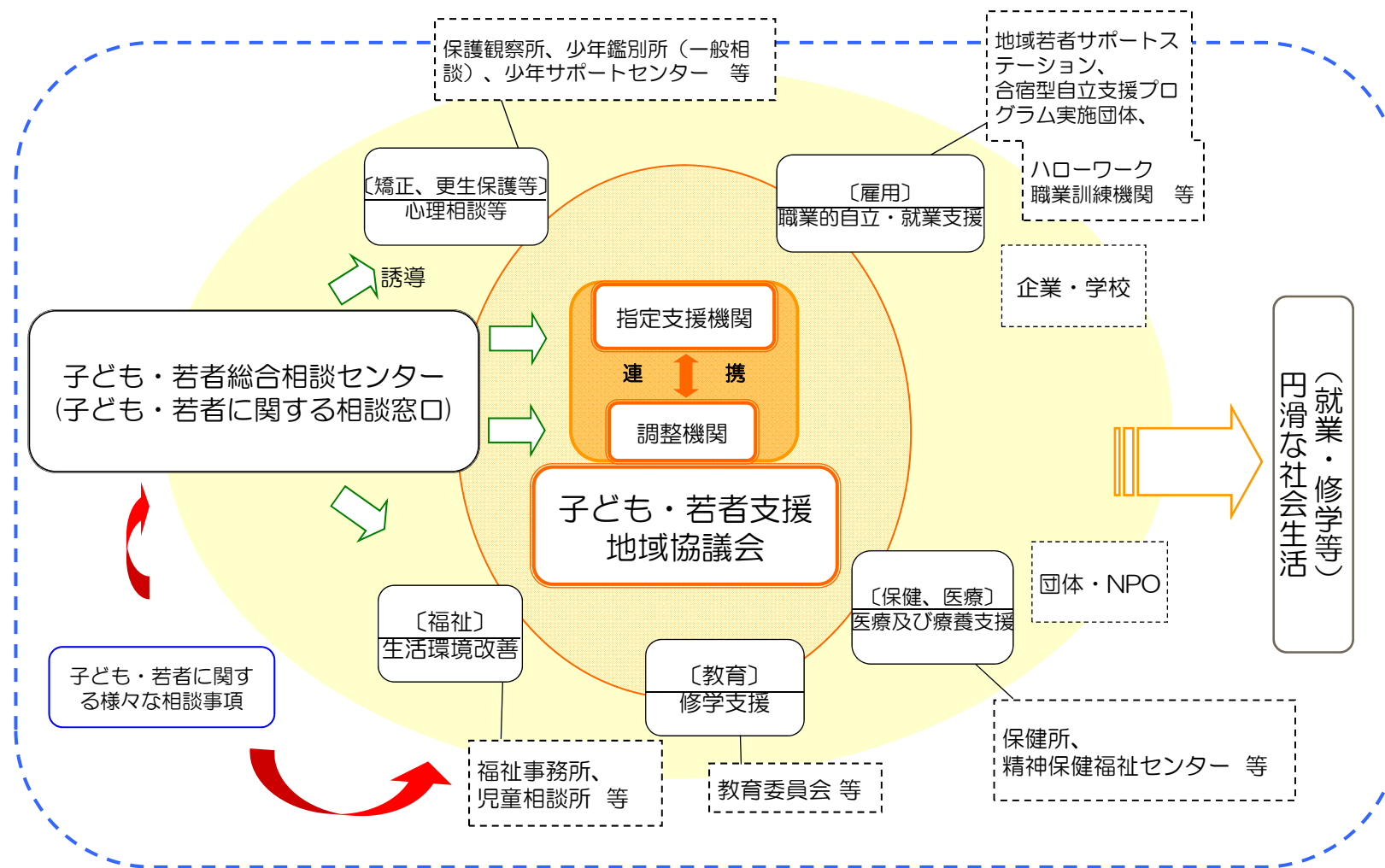
必ずしも「子ども・若者支援地域協議会」の名称を用いなければならないものではないが、本法に基づく協議会であることを「設置要綱」で示し、その位置付けを明確にするべき。

◆ 構成者

法律上想定されている教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野の構成機関は、地域の実情に応じて、ある程度限定したり、逆に幅広くすることも可能。

都道府県や市町村の「困難を有する子ども・若者への支援を所掌する部局」は構成機関となることが一般的。

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク（イメージ）



（役割）

- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関が連携して支援するためのネットワーク。
- 個別分野の施策や知見を結集して、困難を有する若者を総合的に支援するもの。

「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への総合的な支援を社会全体で重層的に実施するために」 (報告書) (平成22年7月)

I 地方公共団体へ

- 提案 1 連絡会議の設置と支援機関マップの作成
- 提案 2 支援機関マップの普及
- 提案 3 ネットワークの事務局機能の明確化
- 提案 4 就労に向けた準備としての地域の公益的活動の割当て
- 提案 5 ボランティア人材バンクの作成
- 提案 6 インターネットを活用した支援情報の提供

II 高等学校の関係者へ

- 提案 7 学校と就労支援機関の関係の緊密化
- 提案 8 学校における外部からの支援者の位置付け
- 提案 9 中退者に対する情報提供
- 提案 10 職業選択や職業生活に関する知識の提供
- 提案 11 個人情報提供に係るあらかじめの同意

III 小・中学校の関係者へ

- 提案 12 相談窓口の存在の紹介
- 提案 13 特別支援学級の児童生徒等に対する支援等
(補論) 虐待を受けている子どもの保護

IV 公的支援・相談機関の関係者へ

- 提案 14 支援機能の充実
- 提案 15 学び直しの機会の提供
- 提案 16 民間支援団体に対する情報提供

V 大学の関係者へ

- 提案 17 大学の持つ知的資源の活用
- 提案 18 大学生からの社会的不適応

VI 企業の関係者へ

- 提案 19 就労体験の場の提供
- 提案 20 就職前の企業人との接触
- 提案 21 企業における心の健康管理

VII 改めてすべての関係者へ

- 提案 22 地域における暖かい連携

提案2

支援機関マップの普及

「支援機関マップ」を困難を有する子ども・若者やその家族の目の届くところに広める。

<支援機関マップの普及例>

- 市町村のホームページへの掲載
- 公民館、公立図書館などへの配付及び施設利用者への閲覧
- インターネットカフェ、書店、コンビニ等で掲示
- スクールソーシャルワーカー、教員、病院の医師、民生委員などへの配布
- 学校を通じた生徒や保護者への配布
- PTAの研修会などへの配布 等

提案 1 4

支援機能の充実

公的相談機関や公立図書館における支援機能の充実を図る。

1. 公的相談機関は、安心して過ごすことのできる居場所を提供
2. 公的相談機関は、他の公的機関、医師会、キャリアコンサルタントなどの協力の下、専門家による相談会を開催
3. 公立図書館は、子ども・若者の抱える問題に関する書籍の充実や支援制度に関するパンフレットを提供

研修会の実施①

公的機関において相談業務に当たる職員を対象として、若者支援の法的仕組みや地域における関係機関の役割についての理解、子ども・若者支援地域協議会の設置・運営の効果的な方法についても学んでいただくことを目的とした研修会を実施。



日 程	平成23年10月24日（月）～ 28日（金）までの4泊5日
場 所	国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区代々木）
内 容	10月24日（月） 講演「ひきこもり支援～行政にできること～」ほか 10月25日（火） 分科会（終日） 10月26日（水） 分科会（終日） 10月27日（木） 分科会（終日） 10月28日（金） 講演「発達障害を持つ子の「いいところ」応援計画」ほか
参加人数	40都道府県から148名

※様々な専門分野の有識者の方に御協力いただき、研修会全体の満足度も4.5と高いものとなりました。

研修会の実施②

民間団体において相談業務に当たる職員を対象として、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の特性やその家族についての理解、支援方策についての学びを深めるとともに、継続した支援を行うためのチーム力、組織力についても実践的に学んでいただくことを目的とした研修会を実施予定。

日 程	平成24年1月30日（月）～ 2月3日（金）までの4泊5日
場 所	国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区代々木）
内 容	1月30日（月） 講演「チームビルディングの必要性」ほか 1月31日（火） 分科会（終日） 2月1日（水） 分科会（終日） 2月2日（木） GW「相談業務を続けるための組織づくり」（終日） 2月3日（金） 講演「キレやすい子の理解と対応」、「家族交流会の運営」ほか
参加人数	105名（予定）

シンポジウムの開催

ひきこもり、貧困に焦点をあて、専門家よりそれぞれの現状・課題、今後の取組み等について発表いただき、行政関係者を含めた支援者、当事者やその家族さらには一般市民を対象に実施予定。

日時 平成23年12月10日（土） 10:00～17:30

場所 学術総合センター 一橋記念講堂（東京都千代田区一ツ橋2-1-2）

主催 内閣府

構成案 ○第1部 ひきこもり、貧困に関する支援団体による活動紹介

○第2部 パネルディスカッション 「子どもの貧困問題について～地域・社会的養護及び学校の現場から子どもの貧困を考える～」（仮題）

コーディネーター 宮本みち子（放送大学教養学部教授）

パネリス 門田光司（福岡県立大学教授）

日置真世（NPO法人地域生活支援ネットワークサロン理事）

渡井さゆり（NPO法人日向ぼっこ理事長）

○第3部 鼎談 「ひきこもりについて～ひきこもりの多様性と支援を考える～」（仮題）

竹中哲夫（日本福祉大学名誉教授）

長谷川俊雄（白梅学園大学子ども学部子ども学科教授）

有吉晶子（NPO法人ユースポート横濱理事）

●パネル展示ー「連携」をテーマとした全国の実践事例の紹介ー

参加方法 内閣府HPからの事前登録が必要です。

インターネットの検索ページで「内閣府生きづらさを抱える」と検索